

# 大府市高齢者短期入所事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、何らかの理由により、一時的に家庭で養護を受けることできない高齢者を、養護老人ホーム又はこれに準ずる施設に入所させることにより、当該高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。

## (対象者)

第2条 この事業の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の高齢者のうち、身体上又は精神上の障がいがあり、日常生活を営むのに支障がある者(65歳未満であって初老期痴呆<sup>ぼう</sup>に該当する者を含む。)で、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護又は要支援の認定に該当しないものとする。

## (実施施設等)

第3条 この事業の実施施設は、あらかじめ市長が指定した養護老人ホーム及びこれに準ずる施設(以下「養護老人ホーム等」という。)とする。

2 この事業は、養護老人ホーム等の空ベッド、ショートステイ等のために整備したベッド等を利用して実施する。

## (利用の要件)

第4条 この事業は、次に掲げる理由により、養護老人ホーム等を一時的に利用する必要があると市長が認める場合に利用することができる。

高齢者の介護を行っている家族等が、次に掲げる理由により、その家庭において当該高齢者を介護することができない場合

ア 社会的理由 疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、看護、学校等の公的行事への参加

イ 私的理由

高齢者が家族等の介護を受けることができない場合

## (利用の期間)

第5条 利用の期間は、原則として7日以内とする。ただし、市長が健康診断書等により内容審査の結果、利用の期間の延長が真にやむを得ないものと認める場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

## (費用)

第6条 市長は、実施施設の利用に要する経費として、別表に定める利用料基準額を実施施設の代表者に支払うものとする。

2 この事業を利用する者(以下「利用者」という。)は、別表に定める飲食物費相当額を負担するものとする。

## (送迎)

第7条 利用者の送迎は、原則として利用者の家族等が行うこととする。

## (利用の手続)

第8条 この事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、高齢者短期入所事

業利用申請書（第1号様式）に健康診断書を添えて、市長に提出するものとする。この場合、養護老人ホーム、地域包括支援センター等を経由して申し込むことができる。

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに、その内容を審査し、利用が適当であると認めるときは、事業を利用する者（以下「利用者」という。）として決定し、高齢者短期入所事業利用者台帳（第2号様式）を作成する。
- 3 市長は、前項の決定をしたときは、高齢者短期入所事業利用（期間更新）認定決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するとともに、高齢者短期入所事業実施（期間更新）依頼書（第4号様式）により実施施設の長に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の審査の結果、利用が適当でないとき、または、高齢者短期入所事業利用（期間更新）却下決定通知書（第5号様式）により、速やかに、申請者に通知するものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、申請者は、緊急性が極めて高い等の理由により、利用の申請の申請の申請の手続が困難なときは、口頭で申請することができる。この場合において、市長は、その申請がやむを得ないものと認めるときは、利用に必要な事項を聴取し、実施施設の長の同意を得て、緊急利用を行うことができるものとする。
- 6 申請者は、前項の規定により緊急利用をした場合は、速やかに第1項の手続をとるものとする。

（入所の手続等）

第9条 利用者の家族等は、利用者の入所時に誓約書（第6号様式）を実施施設の長に提出するものとする。

- 2 実施施設の長は、利用者を入所させるに当たり、利用者の家族等から居宅時における当該高齢者の健康状態及び特性について十分聴取のうえ、円滑な利用に努めるものとする。

（利用の解除）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消し、又は利用の期間を短縮することができる。

利用者が、利用期間満了前に利用する必要がなくなったとき。

利用の決定後に、利用者が疾病にかかり、又は負傷したため、治療を受ける必要が生じたとき。

虚偽の申請その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。

その他やむを得ない事情により利用者の入所を継続することが困難なとき。

- 2 前項の規定により利用の取消し又は利用の期間を短縮したときは、市長は、高齢者短期入所事業利用解除決定通知書（第7号様式）により利用者に通知するとともに、高齢者短期入所事業実施解除依頼書（第8号様式）により実施施設の長に通知するものとする。

（利用の期間の更新）

第11条 第8条及び第9条の規定は、利用の期間の更新及び第5条ただし書の規定による利用の期間の延長の手続について準用する。この場合において、第8条第1項中「高齢者短期入所事業利用申請書（第1号様式）」とあるのは、「高齢者短期入所事業利用期間更新申請書（第9号様式）」と読み替えるものとする。

(利用者負担金の納入)

第12条 市長は、第6条2項に規定する利用者の負担する額を決定したときは、高齢者短期入所事業費用負担金納入通知書(第10号様式)により、利用者に通知するものとする。

2 利用者は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかに、これを納入するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

高齢者短期入所事業利用料基準額及び飲食物費相当額表

項 目	金 額（日額）
利用料基準額	3,810円
飲食物費相当額	1,730円